

# 新潟県地域防災計画 【個別災害対策編】

## 修正案 新旧対照表

様式2 新旧対照表 (個別災害対策編)

※ 頁、行は現行計画 (令和7年10月修正) についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
1	第2章 雪害対策 第1節 雪害対策総則	9	表	<p>別紙「雪処理担い手確保スキーム」</p>	<p>別紙「雪処理担い手確保スキーム」</p>	ボランティアの受入れスキームの変更を反映	
2	第2章 雪害対策 第1節 雪害対策総則	9	表			ボランティアの受入れスキームの変更を反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																												
3	第2章 雪害対策 第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報	12	2	<p>4 県の役割</p> <p><u>新潟県雪情報システムの運用</u></p> <p><u>知事政策局は、12月1日から2月28日まで、県内37地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で提供する。</u></p> <p><u>(予測地点)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津</u></p> </div>	<p>4 県の役割</p> <p><u>県は、気象情報を含め、降雪等に関する情報を県民にわかりやすく提供するように努める。</u></p>	システム運用終了に伴う修正																																													
4	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通確保計画	25	13	<p style="text-align: center;">除雪路線（令和6年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理道路実延長(注1)</th> <th>除雪計画延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>1250.9 km</td> <td>1111.5 km</td> <td>88.9%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>1596.4 km</td> <td>1430.9 km</td> <td>89.6%</td> </tr> <tr> <td>一般県道(注2)</td> <td>2511.6 km</td> <td>2010.5 km</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5358.9 km</td> <td>4552.9 km</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和6年4月1日現在 (注2) 自転車道を除く延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>終日道路交通確保路線（令和6年度）</td> <td>127路線、266箇所、1057.4 km</td> </tr> </table>	道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率	一般国道	1250.9 km	1111.5 km	88.9%	主要地方道	1596.4 km	1430.9 km	89.6%	一般県道(注2)	2511.6 km	2010.5 km	80.0%	合計	5358.9 km	4552.9 km	85.0%	終日道路交通確保路線（令和6年度）	127路線、266箇所、1057.4 km	<p style="text-align: center;">除雪路線（令和7年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理道路実延長(注1)</th> <th>除雪計画延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>1251.7 km</td> <td>1110.0 km</td> <td>88.7%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>1596.9 km</td> <td>1431.9 km</td> <td>89.7%</td> </tr> <tr> <td>一般県道(注2)</td> <td>2509.6 km</td> <td>2013.3 km</td> <td>80.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5358.2 km</td> <td>4555.2 km</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和6年4月1日現在 (注2) 自転車道を除く延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>終日道路交通確保路線（令和7年度）</td> <td>127路線、265箇所、1059.0 km</td> </tr> </table>	道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率	一般国道	1251.7 km	1110.0 km	88.7%	主要地方道	1596.9 km	1431.9 km	89.7%	一般県道(注2)	2509.6 km	2013.3 km	80.2%	合計	5358.2 km	4555.2 km	85.0%	終日道路交通確保路線（令和7年度）	127路線、265箇所、1059.0 km	時点修正	
道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率																																																
一般国道	1250.9 km	1111.5 km	88.9%																																																
主要地方道	1596.4 km	1430.9 km	89.6%																																																
一般県道(注2)	2511.6 km	2010.5 km	80.0%																																																
合計	5358.9 km	4552.9 km	85.0%																																																
終日道路交通確保路線（令和6年度）	127路線、266箇所、1057.4 km																																																		
道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率																																																
一般国道	1251.7 km	1110.0 km	88.7%																																																
主要地方道	1596.9 km	1431.9 km	89.7%																																																
一般県道(注2)	2509.6 km	2013.3 km	80.2%																																																
合計	5358.2 km	4555.2 km	85.0%																																																
終日道路交通確保路線（令和7年度）	127路線、265箇所、1059.0 km																																																		

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																								
5	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通 確保計画	25	28	<p>歩道除雪路線（令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理歩道 延べ延長</th> <th>除雪計画 延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>943.5 km</td> <td>428.3 km</td> <td>45.4%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>829.8 km</td> <td>384.9 km</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>954.7 km</td> <td>513.1 km</td> <td>53.7%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2728.0 km</td> <td>1326.3 km</td> <td>48.6%</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率	一般国道	943.5 km	428.3 km	45.4%	主要地方道	829.8 km	384.9 km	46.4%	一般県道	954.7 km	513.1 km	53.7%	合 計	2728.0 km	1326.3 km	48.6%	<p>歩道除雪路線（令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>県管理歩道 延べ延長</th> <th>除雪計画 延長</th> <th>除雪率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>947.0 km</td> <td>429.8 km</td> <td>45.4%</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>833.5 km</td> <td>387.1 km</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>966.5 km</td> <td>519.7 km</td> <td>53.8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2747.0 km</td> <td>1336.6 km</td> <td>48.7%</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率	一般国道	947.0 km	429.8 km	45.4%	主要地方道	833.5 km	387.1 km	46.4%	一般県道	966.5 km	519.7 km	53.8%	合 計	2747.0 km	1336.6 km	48.7%	時点修正	
道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率																																												
一般国道	943.5 km	428.3 km	45.4%																																												
主要地方道	829.8 km	384.9 km	46.4%																																												
一般県道	954.7 km	513.1 km	53.7%																																												
合 計	2728.0 km	1326.3 km	48.6%																																												
道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率																																												
一般国道	947.0 km	429.8 km	45.4%																																												
主要地方道	833.5 km	387.1 km	46.4%																																												
一般県道	966.5 km	519.7 km	53.8%																																												
合 計	2747.0 km	1336.6 km	48.7%																																												
6	第2章 雪害対策 第7節 積雪期の交通 確保計画	26	6	<p>緊急時確保路線延長（令和6年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2車線確保</th> <th>1車線確保</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1367.3 km</td> <td>1042.1 km</td> <td>2409.4 km</td> </tr> </tbody> </table>	2車線確保	1車線確保	計	1367.3 km	1042.1 km	2409.4 km	<p>緊急時確保路線延長（令和7年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>2車線確保</th> <th>1車線確保</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1373.3 km</td> <td>1037.2 km</td> <td>2410.5 km</td> </tr> </tbody> </table>	2車線確保	1車線確保	計	1373.3 km	1037.2 km	2410.5 km	時点修正																													
2車線確保	1車線確保	計																																													
1367.3 km	1042.1 km	2409.4 km																																													
2車線確保	1車線確保	計																																													
1373.3 km	1037.2 km	2410.5 km																																													
7	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	36	13	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ・・・(略)・・・ <u>(追加)</u></p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ・・・(略)・・・ <u>また、大規模噴火に伴う降灰は火山災害警戒区域外にも広域に影響を及ぼすことから、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努める。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥火山灰への対策の推進)																																									
8	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	39	表	<p>(4)危険区域の想定と周知 ア 火山災害危険区域の想定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 溶岩流</td> <td>新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>② 噴石</td> <td>小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。</td> </tr> <tr> <td>③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ</td> <td>岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>④ 火砕サーージ</td> <td>火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火山ガス</td> <td>被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。	② 噴石	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。	③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。	④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。	⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。	<p>(4)危険区域の想定と周知 ア 火山災害危険区域の想定</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 溶岩流</td> <td>新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>② 噴石・降灰</td> <td>小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。<u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u></td> </tr> <tr> <td>③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ</td> <td>岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>④ 火砕サーージ</td> <td>火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 火山ガス</td> <td>被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。</td> </tr> </tbody> </table>	① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。	② 噴石・降灰	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。 <u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u>	③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。	④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。	⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥火山灰への対策の推進)																					
① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。																																														
② 噴石	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。																																														
③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。																																														
④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。																																														
⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。																																														
① 溶岩流	新潟焼山の溶岩は粘性が強いいため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。																																														
② 噴石・降灰	小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。 <u>また、火山灰については広範囲に到達するおそれがある。</u>																																														
③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ	岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の事例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷(糸魚川市)及び南側の真川の谷(妙高市)に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。																																														
④ 火砕サーージ	火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。																																														
⑤ 火山ガス	被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。																																														

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																				
9	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	44	13	オ 降灰予報 <u>(追加)</u>	オ 降灰予報 <b>◎降灰量ごとの被害の様相と避難の考え方</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分<sup>㉔</sup></th> <th>降灰量<sup>㉔</sup></th> <th>影響等<sup>㉔</sup></th> <th>避難<sup>㉔</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステージ1<sup>㉔</sup></td> <td>微量<sup>㉔</sup> 3cm<sup>㉔</sup></td> <td>・鉄道・航空機等運航へ支障<sup>㉔</sup> ・3mm以上で停電発生の可能性<sup>㉔</sup></td> <td>在宅避難<sup>㉔</sup></td> </tr> <tr> <td>ステージ2<sup>㉔</sup> (被害が比較 的小さい)<sup>㉔</sup></td> <td>3cm<sup>㉔</sup>~<sup>㉔</sup> 30cm未満<sup>㉔</sup></td> <td>・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障<sup>㉔</sup> ・ライフラインへ影響<sup>㉔</sup> ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性<sup>㉔</sup></td> <td>・在宅避難<sup>㉔</sup> ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動<sup>㉔</sup></td> </tr> <tr> <td>ステージ3<sup>㉔</sup> (被害が比較 的大さい)<sup>㉔</sup></td> <td></td> <td></td> <td>在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動<sup>㉔</sup></td> </tr> <tr> <td>ステージ4<sup>㉔</sup></td> <td>30cm以上<sup>㉔</sup></td> <td>・木造家屋倒壊の可能性<sup>㉔</sup> ・土石流発生の可能性<sup>㉔</sup></td> <td>原則避難<sup>㉔</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※首都圏における広域降灰対策ガイドライン(内閣府 令和7年3月)を参考に作成。 ※避難先は、自宅あるいは降灰に耐える堅牢な建物とする。<sup>㉔</sup> ※降灰量30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では、命の危険が あるため、避難が必要<sup>㉔</sup></small></p>	区分 <sup>㉔</sup>	降灰量 <sup>㉔</sup>	影響等 <sup>㉔</sup>	避難 <sup>㉔</sup>	ステージ1 <sup>㉔</sup>	微量 <sup>㉔</sup> 3cm <sup>㉔</sup>	・鉄道・航空機等運航へ支障 <sup>㉔</sup> ・3mm以上で停電発生の可能性 <sup>㉔</sup>	在宅避難 <sup>㉔</sup>	ステージ2 <sup>㉔</sup> (被害が比較 的小さい) <sup>㉔</sup>	3cm <sup>㉔</sup> ~ <sup>㉔</sup> 30cm未満 <sup>㉔</sup>	・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障 <sup>㉔</sup> ・ライフラインへ影響 <sup>㉔</sup> ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性 <sup>㉔</sup>	・在宅避難 <sup>㉔</sup> ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動 <sup>㉔</sup>	ステージ3 <sup>㉔</sup> (被害が比較 的大さい) <sup>㉔</sup>			在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動 <sup>㉔</sup>	ステージ4 <sup>㉔</sup>	30cm以上 <sup>㉔</sup>	・木造家屋倒壊の可能性 <sup>㉔</sup> ・土石流発生の可能性 <sup>㉔</sup>	原則避難 <sup>㉔</sup>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」(内 閣府)の反映	
区分 <sup>㉔</sup>	降灰量 <sup>㉔</sup>	影響等 <sup>㉔</sup>	避難 <sup>㉔</sup>																								
ステージ1 <sup>㉔</sup>	微量 <sup>㉔</sup> 3cm <sup>㉔</sup>	・鉄道・航空機等運航へ支障 <sup>㉔</sup> ・3mm以上で停電発生の可能性 <sup>㉔</sup>	在宅避難 <sup>㉔</sup>																								
ステージ2 <sup>㉔</sup> (被害が比較 的小さい) <sup>㉔</sup>	3cm <sup>㉔</sup> ~ <sup>㉔</sup> 30cm未満 <sup>㉔</sup>	・二輪駆動車の通行支障の可能 性、物資供給へ支障 <sup>㉔</sup> ・ライフラインへ影響 <sup>㉔</sup> ・体育館等の大スパンの大型建 物は重量物に耐えられないこと による損壊の可能性 <sup>㉔</sup>	・在宅避難 <sup>㉔</sup> ・通院による人 工透析や介護サ ービスが必要な 人などは、状況 に応じ医療機関 の受診可能な地 域へ移動 <sup>㉔</sup>																								
ステージ3 <sup>㉔</sup> (被害が比較 的大さい) <sup>㉔</sup>			在宅避難を原則 としつつ、状況 に応じて生活可 能な地域へ移動 <sup>㉔</sup>																								
ステージ4 <sup>㉔</sup>	30cm以上 <sup>㉔</sup>	・木造家屋倒壊の可能性 <sup>㉔</sup> ・土石流発生の可能性 <sup>㉔</sup>	原則避難 <sup>㉔</sup>																								
10	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	46	16	4 県の役割 (5) 防災知識の普及 県は、火山災害に関するリーフレットや 資料の配付、有識者による研修や講演会、 実地研修の開催等により、防災教育を実施 し、避難計画 <u>(追加)</u> 等に関する防災知識 の普及啓発に努める。	4 県の役割 (5) 防災知識の普及 県は、火山災害に関するリーフレットや 資料の配付、有識者による研修や講演会、 実地研修の開催等により、防災教育を実施 し、避難計画や <u>降灰対策</u> 等に関する防災知 識の普及啓発に努める。	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン(内閣 府)の反映																					
11	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	46	▲13	5 市町村の役割 (1) 防災知識の普及 市町村は、新潟焼山火山防災協議会 等における検討を通じて、火山防災マ ップ(火山ハザードマップに、噴火警報 等の解説、避難場所や避難経路、避難 の方法、住民、登山者等への情報伝達 の方法等の防災上必要な情報を記載し たもの)や地区別防災カルテ、火山災害 時の行動マニュアル等をわかりやすく 作成・配布し、研修を実施する等 <u>(追</u>	5 市町村の役割 (1) 防災知識の普及 市町村は、新潟焼山火山防災協議会 等における検討を通じて、火山防災マ ップ(火山ハザードマップに、噴火警報 等の解説、避難場所や避難経路、避難 の方法、住民、登山者等への情報伝達 の方法等の防災上必要な情報を記載し たもの)や地区別防災カルテ、火山災害 時の行動マニュアル等をわかりやすく 作成・配布し、研修を実施する等 <u>避難</u>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」(内 閣府)の反映																					

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<u>加</u> 防災知識の普及啓発に努める。	<u>計画や降灰対策等に関する</u> 防災知識の普及啓発に努める。		
12	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	48	22	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (4) 防災知識の普及 火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識 <u>(追加)</u> の普及啓発に努める。	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (4) 防災知識の普及 火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識 <u>や降灰が発生した場合に取るべき対応及び平時からの備蓄について</u> の普及啓発に努める。	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
13	第3章 火山災害対策 第1節 火山災害予防 計画	48	23	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>(追加)</u>  <u>9</u> 避難促進施設の所有者又は管理者の役割 (略) <u>10</u> 火山災害が想定される市町村の地域防災計画に定めるべき事項 (略) <u>11</u> 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」及び「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準 (略)	8 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>9</u> <u>事業者の役割</u> <u>事業者（企業・施設管理者等）は、降灰時のライフライン・交通の影響を最小限に留め、従業員や利用者等の安全確保が図られるよう、施設の保護・点検や業務継続計画（BCP）の策定等平時からの安全確保対策を推進する。</u> <u>10</u> 避難促進施設の所有者又は管理者の役割 (略) <u>11</u> 火山災害が想定される市町村の地域防災計画に定めるべき事項 (略) <u>12</u> 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」及び「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準 (略)	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
14	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	51	11	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 イ 県の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 イ 県の役割 (略) <u>降灰対策については、輸送・移動手段の確保のため、迅速な道路啓開が重要であることから、市町村、道路管理者等関係機関と連携して、道路啓開の優先度の高い拠点の検討や必要な人員・資機材を確保することにより、道路啓開作業を迅速に行うよう努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」（内 閣府）の反映	
15	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	51	▲18	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 ウ 市町村の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 ウ 市町村の役割 (略) <u>降灰対策については、輸送・移動手段の確保のため、迅速な道路啓開が重要であることから、県、道路管理者等関係機関と連携して、道路啓開の優先度の高い拠点の検討や必要な人員・資機材を確保することにより、道路啓開作業を迅速に行うよう努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」（内 閣府）の反映	
16	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	52	11	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 キ 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の役割 キ 新潟焼山火山防災協議会の役割 (略) <u>ク 事業者の役割</u> <u>事業者（ライフライン・交通事業者）は、降灰時においても住民が自宅等で生活を継続することを踏まえ、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。</u>	R7 防災基本 計画の修正及 び「首都圏に おける広域降 灰対策ガイド ライン」（内 閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																												
17	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	53	表	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について (2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内）で防災対策上必要とする活火山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>所在地</th> <th>噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟焼山</td><td>新潟県</td><td>○</td></tr> <tr><td>妙高山</td><td>新潟県</td><td></td></tr> <tr><td>吾妻山</td><td>山形県・福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>磐梯山</td><td>福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>沼沢</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>燧ヶ岳</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>草津白根山</td><td>群馬県</td><td>○</td></tr> <tr><td>浅間山</td><td>群馬県・長野県</td><td>○</td></tr> <tr><td>弥陀ヶ原</td><td>富山県</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)	新潟焼山	新潟県	○	妙高山	新潟県		吾妻山	山形県・福島県	○	磐梯山	福島県	○	沼沢	福島県		燧ヶ岳	福島県		草津白根山	群馬県	○	浅間山	群馬県・長野県	○	弥陀ヶ原	富山県	○	<p>3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について (2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね40km以内）で防災対策上必要とする活火山）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>所在地</th> <th>噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟焼山</td><td>新潟県</td><td>○</td></tr> <tr><td>妙高山</td><td>新潟県</td><td></td></tr> <tr><td>吾妻山</td><td>山形県・福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>磐梯山</td><td>福島県</td><td>○</td></tr> <tr><td>沼沢</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>燧ヶ岳</td><td>福島県</td><td></td></tr> <tr><td>草津白根山</td><td>群馬県</td><td>○</td></tr> <tr><td>浅間山</td><td>群馬県・長野県</td><td>○</td></tr> <tr><td>弥陀ヶ原</td><td>富山県</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)	新潟焼山	新潟県	○	妙高山	新潟県		吾妻山	山形県・福島県	○	磐梯山	福島県	○	沼沢	福島県		燧ヶ岳	福島県		草津白根山	群馬県	○	浅間山	群馬県・長野県	○	弥陀ヶ原	富山県	○	時点更新	
火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)																																																																	
新潟焼山	新潟県	○																																																																	
妙高山	新潟県																																																																		
吾妻山	山形県・福島県	○																																																																	
磐梯山	福島県	○																																																																	
沼沢	福島県																																																																		
燧ヶ岳	福島県																																																																		
草津白根山	群馬県	○																																																																	
浅間山	群馬県・長野県	○																																																																	
弥陀ヶ原	富山県	○																																																																	
火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R7.12.1現在)																																																																	
新潟焼山	新潟県	○																																																																	
妙高山	新潟県																																																																		
吾妻山	山形県・福島県	○																																																																	
磐梯山	福島県	○																																																																	
沼沢	福島県																																																																		
燧ヶ岳	福島県																																																																		
草津白根山	群馬県	○																																																																	
浅間山	群馬県・長野県	○																																																																	
弥陀ヶ原	富山県	○																																																																	
18	第3章第2節 火山災害応急 対策	54	表	<p>(3) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>(3) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p>	気象庁における伝達系統の見直し																																																													

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
19	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	3	5 業務の内容 (5) 降灰対策 <実施主体：市町村>  <u>(追加)</u> ・道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 ・降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。 ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。	5 業務の内容 (5) 降灰対策 <実施主体：市町村> ・ <u>国や県から発信される火山防災情報等の情報発信を受けて、住民や関係機関へ情報発信を行う。</u> ・道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 ・降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。 ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	
20	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	17	(5) 降灰対策 <実施主体：県> <u>(追加)</u> ・市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。	(5) 降灰対策 <実施主体：県> ・ <u>国から発信される火山防災情報等の情報発信を受けて、市町村・関係機関へ情報発信を行う。</u> ・市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
21	第3章 火山災害対策 第2節 火山災害応急 対策	58	22	(5) 降灰対策 <実施主体：県> (略) <u>(追加)</u>	(5) 降灰対策 <実施主体：県> (略) <実施主体： <u>県警察</u> > <u>・道路管理者と連携して道路情報の把握に努め、県民に対して、降灰による通行不能区間、迂回路等の情報について広報を実施する。</u> <u>・降灰と降雨による広域な停電が発生し、信号機交差点が滅灯した際は、非常電源による復旧等の滅灯対策を実施する。</u> <協力依頼先： <u>道路管理者</u> >	R7 防災基本計画の修正及び「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」（内閣府）の趣旨を踏まえ追記	
22	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	60	19	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ <u>(追加)</u> 市町村は、 <u>(追加)</u> 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。 <u>(追加)</u>	1 計画の方針 (2) 各主体の責務 ウ <u>県及び市町村は、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に取り組み、</u> 気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。 <u>また、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切に対応する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
23	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	61	▲1	5 市町村の役割 (1) 火災予防体制の整備 イ 市町村は、 <u>消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に努める。</u>	5 市町村の役割 (1) 火災予防体制の整備 イ 市町村は、 <u>消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植種の植栽等による防火林帯の整備や適正な維持管理に努める。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
24	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	62	▲4	6 消防機関の役割 (2) 消防体制等の整備・充実 ア 出動計画の策定 消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。 <u>(追加)</u>	6 消防機関の役割 (2) 消防体制等の整備・充実 ア 出動計画の策定 消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。 <u>また、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等により、効果的な消火活動体制を整備する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
25	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	62	▲2	イ 消防水利の確保 消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、 <u>(追加)</u> 防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。	イ 消防水利の確保 消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、 <u>林野内への送水や放水を可能とする資器材の充実強化の他、</u> 防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
26	第4章 林野火災対策 第1節 林野火災予防 計画	63	4	イ 消防水利の確保 (略) <u>(新設)</u>	イ 消防水利の確保 (略) <u>ウ 迅速な初期消火に向けた対応</u> <u>消防本部等は、消防団と連携した実践的かつ効果的な訓練や火災対応能力向上に必要な資機材等の充実等を図る。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
27	第4章 林野火災対策 第1節	64	19	7 県の役割 (3) 防火思想の普及 ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野	7 県の役割 (3) 防火思想の普及 ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野	R7 防災基本計画の修正を反映	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
	林野火災予防計画			<p>火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット <u>(追加)</u> 等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>	<p>火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。</p> <p>特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、<u>SNS</u> 等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。</p>	(⑥林野火災編の見直し)	
28	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急対策	67	16	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救出活動</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 <u>(追加)</u></p>	<p>4 業務の内容</p> <p>(2) 消火、救出活動</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。 <u>急激な延焼拡大や火災の長期化に対応できるよう、必要に応じて、他の消防機関や県、自衛隊に情報共有する。なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	
29	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急対策	67	29	<p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。 <u>(追加)</u> また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p>	<p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、 <u>活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。なお、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により</u></p>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)	

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考								
					臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。										
30	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急 対策	68	10	4 業務の内容 (2) 消火、救出活動 ＜県、警察等＞ 県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火（追加）を実施する。 警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	4 業務の内容 (2) 消火、救出活動 ＜県、警察等＞ 県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。 県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火、 <u>空中からの熱源探査等</u> を実施する。 警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)									
31	第4章 林野火災対策 第2節 林野火災応急 対策	68	28	4 業務の内容 (3) 避難誘導活動 ＜市町村＞ 市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。 <u>（追加）</u>	4 業務の内容 (3) 避難誘導活動 ＜市町村＞ 市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。 <u>また、避難行動要支援者の避難支援が適切に行えるよう十分配慮する。</u>	R7 防災基本計画の修正を反映 (⑥林野火災編の見直し)									
32	第5章 油等流出事故 災害対策 第2節油等流 出事故災害予 防対策	75	▲6	2 関係機関の相互協力 ○ 主な関係機関の窓口 <table border="1" data-bbox="577 1203 1167 1294"> <tr> <td>機関・団体名</td> <td>担当部署</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>企画部 防災課</u></td> </tr> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>企画部 防災課</u>	2 関係機関の相互協力 ○ 主な関係機関の窓口 <table border="1" data-bbox="1211 1203 1800 1294"> <tr> <td>機関・団体名</td> <td>担当部署</td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td><u>防災室</u></td> </tr> </table>	機関・団体名	担当部署	北陸地方整備局	<u>防災室</u>	担当部署名変更を反映	
機関・団体名	担当部署														
北陸地方整備局	<u>企画部 防災課</u>														
機関・団体名	担当部署														
北陸地方整備局	<u>防災室</u>														

様式2 新旧対照表（個別災害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
33	第12章 竜巻等突風災害対策 第2節 竜巻等突風災害応急対策	190	▲14	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 (ウ) 市町村の責務 f 市町村は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める <u>(追加)</u> 廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。	1 計画の方針 (1) 各主体の責務 (ウ) 市町村の責務 f 市町村は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める <u>災害</u> 廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。	他編の記載との整合性確保	